

確定稿

朝霞市総合振興計画審議会（第13回）
会議録

平成26年11月17日

政策企画課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

| | | |
|--------------------|--|---|
| 会 議 の 名 称 | 朝霞市総合振興計画審議会（第13回） | |
| 開 催 日 時 | 平成26年11月17日（月） 午後3時00分から 午後5時02分まで | |
| 開 催 場 所 | 朝霞市役所別館5階 501会議室 | |
| 出 席 者 | 別紙のとおり | |
| 会 議 内 容 | 別紙のとおり | |
| 会 議 資 料 | <ul style="list-style-type: none"> ・【資料番号13-1】第5次朝霞市総合計画基本構想（案） ・【資料番号13-2】第5次総合計画の策定に向けたスケジュール（修正版） ・【参考資料1】将来都市構造図 ・【参考資料2】将来都市構造図の変更理由 ・【参考資料3】第5次総合計画期基本計画施策体系一覧 ・【参考資料4】都市計画マスタープランに関する資料 | |
| 会 議 録 の 作 成 方 針 | <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 要点記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年） | |
| | 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間 | <input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月 |
| | 会議録の確認方法 委員全員による確認 | |
| そ の 他 の 必 要 事 項 | 傍聴者 1名 | |

朝霞市総合振興計画審議会（第13回）

平成26年11月17日（月）
午後3時00分から
午後5時02分まで
市役所別館5階 501会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 第5次総合計画基本構想（案）について

3 そ の 他

4 閉 会

出席委員（17名）

| | | |
|---------------------|-----------------|---------|
| 第1号 議員 | 市議会議員 | 大 橋 正 好 |
| | 市議会議員 | 小 池 正 訓 |
| | 市議会議員 | 田 辺 淳 |
| 第2号 教育委員会委員 | 教育委員会 | 鈴 木 泰 代 |
| 第3号 農業委員会委員 | 農業委員会 | 小 峰 保 夫 |
| 第4号 市内の公共的団体等の役員・職員 | | |
| | 朝霞市社会福祉協議会 | 野 本 正 幸 |
| | 朝霞市自治会連合会 | 島 礼 次 |
| | 【副会長】朝霞市商工会 | 鈴 木 龍 久 |
| | 朝霞市青年会議所 | 吉 山 隼 人 |
| 第5号 知識経験を有する者 | | |
| | 東洋大学法学部教授 | 齋 藤 洋 |
| | 大東文化大学経済学部教授 | 中 村 年 春 |
| | 大東文化大学環境創造学部准教授 | 島 田 恵 司 |
| | (有) プロセスデザイン研究所 | 百 武 ひろ子 |
| 第6号 公募による市民 | | |
| | | 大 石 正 司 |
| | | 佐 野 隆 |

村 上 靖 子
安 野 さくら

欠席委員（3名）

第4号 市内の公共的団体等の役員・職員

朝霞市PTA連合会 渡 邊 誠

第5号 知識経験を有する者

【会 長】 東洋大学法学部教授 沼 田 良

第6号 公募による市民

高 橋 明 子

| | | |
|-------|----------------|---------|
| 事 務 局 | 市長公室長 | 田 中 幸 裕 |
| 事 務 局 | 政策企画課主幹兼課長補佐 | 佐 藤 元 樹 |
| 事 務 局 | 同課専門員兼政策企画係長 | 大 瀧 一 彦 |
| 事 務 局 | 同課同係主査 | 又 賀 俊 一 |
| 事 務 局 | 同課同係主任 | 芦 原 なつみ |
| 事 務 局 | まちづくり推進課都市計画係長 | 丸 山 智 也 |

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・芦原主任

それでは、定刻となりましたので、朝霞市総合振興計画審議会第13回の会議を始めさせていただきます。

なお、本日、沼田会長と高橋委員から欠席の旨の御連絡をいただいております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

次第のほかに、事前に配付させていただきました資料として、【資料番号13-1】、第5次朝霞市総合計画基本構想（案）、【資料番号13-2】、第5次総合計画の策定に向けたスケジュール（修正版）を配付してございます。

また、机上に参考資料といたしまして、「前期基本計画施策体系一覧」と「都市計画マスタープランに関する資料」が2種類ございます。

また、本日齋藤委員からいただきました基本構想の構成図を配付しております。

以上、資料の方はよろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと存じますが、本身体調不良により沼田会長が欠席でございますので、朝霞市総合振興計画審議会条例第4条の規定に基づきまして、副会長に進行をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○鈴木副会長

皆さん、こんにちは。

ただいま、事務局から説明がありましたように、沼田会長が体調を崩しまして、どうしても今日会議に出られないということで、誠に恐縮でございますが代理を務めさせていただきますけど、皆さんの御協力でスムーズに議事を進行したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、会議に入りたいと思っておりますが、本会議は原則公開としているため、傍聴者について許可することにいたしますので、御了承願いたいと思っております。

事務局、本日の傍聴者を確認してください。

○事務局・又賀主査

傍聴者は、1人です。

○鈴木副会長

はい。入室をお願いします。

現時点では、傍聴者1人でございますが、会議の途中で傍聴希望者があった場合には、傍聴席の

範囲内で入場していただきますので、御了承をお願いいたします。

◎ 2 議事（１）第５次総合計画基本構想（案）について

○鈴木副会長

それでは、議事に入りますが、本日の議題は、（１）第５次総合計画基本構想（案）についてとなっております。

本日の会議の趣旨と配付されている資料について、事務局から説明をお願いします。

○事務局・又賀主査

それでは、本日の会議の趣旨について説明させていただきます。

まず、【資料番号１３－１】の中の１８ページから２１ページまでの都市構造について、都市計画マスタープランの見直しを所管しておりますまちづくり推進課から説明させていただきます。

また、それ以外の部分ですが、前回の会議を踏まえ、基本構想（案）の修正箇所を私から説明いたします。

その説明を踏まえまして、本日の会議で基本構想（案）を決定し、今後は微修正のみというところまで持っていきたいと考えております。

また、【資料番号１３－２】について、若干スケジュールを変更しております。具体的な変更箇所は、基本構想のパブリック・コメントをスケジュールのところで案として入れていますので、その実施の可否について審議していただき、決定していただきたいと考えております。

まず、まちづくり推進課から説明をいたします。

○事務局・丸山都市計画係長

将来都市構造について説明をします。

こちらは、現在の第４次総合振興計画の後期基本計画に記載しています、将来都市構造図です。この将来都市構造図については、現在、都市計画マスタープランで見直しをしているもので、総合計画と都市計画マスタープランに同じ図が載っています。

この都市計画マスタープランについては、通称「都市マス」と言われますが、平成１７年３月に策定されたもので、目標年次を２０年後の平成３７年と定めています。計画の策定からちょうど中間年期を迎えることから、昨年度から計画の見直しを現在行っています。現在の都市計画マスタープランの見直しの検討状況については、計画を策定してからの１０年のまちの変化や市民の意識の変化、市の事業や施策などを振り返りまして、現在検討を進めており、前回のこちらの審議会の方で配布さしました、「朝霞のまち １０年変化の概要」は、都市計画マスタープランの策定からこれまでの１０年間のまちの変化を振り返り、今後１０年間で取り組む朝霞のまちづくりについての

参考となるために策定したものです。

こういった検討を踏まえて進めており、現行の将来都市構想図について見直しも都市計画マスタープランでも進めており、その変更案を策定しましたので、その内容については説明します。

本日、配布しました資料の、【参考資料1】を御覧ください。

将来都市構想図の新旧対照図で、事務局案として今検討しているものです。まず、この将来都市構想図は、本市の特徴や課題などを踏まえ、将来あるべきまちの骨格をイメージしたものです。左の図が、先ほどのものと全く同じですが、現行の将来都市構想図です。現行の計画では、まちの中心的な地区の位置を示した拠点として、赤で丸を付けているところが、朝霞駅と北朝霞駅、朝霞台駅とキャンプ跡地も新たなまちづくりの拠点としての位置付けがあります。それと、鉄道や主要な道路や河川を示した都市軸として、県道や都市計画道路、グレーの線が都市計画として示している道路の内容と、国道254号と254号バイパス、そして緑の点線が黒目川と新河岸川や、荒川や小江戸川、朝霞の中には河川としてあります。

そして、市内の土地の利用を大まかに区分し、ゾーンとして凡例でこちらに色分けしたものがございませけれども、例えば、駅周辺ですと商業地域のピンク色や紫色が工業系のゾーンとして、色分けしてゾーン区分を示して設定をしているもので構成しています。

そして、この右側の図が、今回見直しの方を行った将来都市構想図で、本市の現状や課題、社会情勢の変化などを踏まえ、現在、都市計画マスタープランの検討委員会の方で策定した見直し案です。

資料の2枚目以降は、その拠点や都市軸とかゾーンの内容の説明が書いてありますが、そちらは都市計画マスタープランの方にも全く同じものがあり、今回見直したものが赤字で書いていますので、内容についてはそちらを御覧いただければと思います。

資料が変わりまして、【参考資料2】を御覧ください。

こちらは、今回、将来都市構想図の見直しを行った内容の変更理由が書かれたものです。その内容について説明します。

資料の1ページ目ですが、国道254号の沿道で、現行の住居系ゾーンから商業系ゾーンへの変更という内容です。この国道254号は、首都圏に続く広域幹線道路であり、交通要件が非常によいという観点から、にぎわいのある商業にぎわいゾーンとして土地の誘導を図ってまいりたいと考えています。なお、この同様の趣旨から、現行で今計画の策定を進めている、本市の景観計画においても、こちらの254号の沿道についても商業にぎわいゾーンとしての位置付けを現在検討しているところです。

続きまして、3ページ目を御覧ください。

こちらは、自然と共存する公共施設等の内容の変更です。斜線でオレンジで囲ったところがそのゾーンになります。場所も大きさも特に変わっていませんが、この場所については、黒目川と新河岸川の間にある調整区域に位置付けられている場所で、今ある自然を維持するとともに、こちらは、はあとぴあやわくわくどーむなどの公共施設と、東洋大学の教育施設の立地を限定的に供用しているゾーンです。

図の下の新聞記事を御覧ください。こちらは今年の2月に、本市の拠点的な医療施設である朝霞台中央総合病院が東洋大学跡地への移転を発表した記事です。朝霞台中央病院は、地域医療を支える重要な医療機関です。本来であれば、市街地内の立地が望ましいと考えていますが、立地に必要な一団の土地の確保が困難であることから、北朝霞地区の中心市街地に隣接する市街化調整区域において、限定的に立地を共用する施設に病院福祉施設を追加したいと考えています。

4ページ目を御覧ください。

国道254号バイパス沿道にある自然と調和の取れたまちづくりゾーンで、このゾーンの拡大を行うものです。南側に少し大きくゾーンを広げるという内容です。このゾーンは、内間木地区で既存の集落地環境の維持向上や、残存する自然資源の拠点として国道254号バイパスの整備による沿道土地利用の検討を行うゾーンになっています。国道254号バイパスの整備については、平成22年4月に第1期整備区間が供用開始されました。このことにより、交通アクセスが向上し、今後、その沿道土地利用が進むためゾーンの拡大を行うものでございます。国道254号バイパスのここからこの区間が整備が終わりました。整備が終わった区間も含めてこのゾーンの拡大を行いたいと考えています。

5ページを御覧ください。

都市農地を生かすまちづくりゾーンの新たなゾーンの追加です。このゾーンは新しいところが5か所あります。こちらの場所は平成23年1月に、良好な住環境の形成を促進するため、地区計画を定めた地区です。旧暫定逆線引き地区で、調整区域であったため市街化が抑制され農地等が多く残っている地域です。この地図を御覧いただきたいのですが、赤で囲ったところが今申し上げた地区のところですが、緑の部分が現在生産緑地として指定されているところで、非常にこの地区の中でも多くのまだ生産緑地が残っているという状況です。こういった状況から、生産緑地地区等の都市農地を生かした良好な住環境の形成を促進する新たなゾーンに位置付けたいと考えています。

6ページ目を御覧ください。

こちらは、旧朝霞第四小学校跡地の補填の追加です。国道254号の南側の朝霞警察の近くなります。こちらの第四小学校の跡地については、平成22年3月の学校移転により生じた約3万平方メートルの大規模な土地です。ここは、最初に説明しました国道254号の商業系ゾーンへの変更

をした場所に接することになりますので、この立地特性を生かした土地利用が期待できることから、こちらは新たなまちづくりの拠点として追加を考えています。

7ページ目を御覧ください。

根岸台3丁目の工業跡地予定地の拠点の追加です。今までは紫の工業系ゾーンとして位置付けられていた場所を全く白紙にして、新たなまちづくりゾーンという位置付けに変更するという内容です。この場所は、工業系ゾーンとしての位置付けられた場所になりますが、その全てが積水化学工業株式会社の東京工場です。この東京工場は、昭和28年から操業し約50年間もの間、本市の地域経済と雇用を支え続けていただきましたが、今年度の末を持ってその工場が閉鎖されることになりました。約7万2千平方メートルある大規模な敷地であり、周辺には国道254号バイパス、先ほどの国道254バイパスや東京外郭道路といった環状道路があることなど、首都圏へのアクセスがとてもよい場所であることから、今後地域経済を支え、雇用を創出する場所として新たなまちづくり拠点として追加したいと考えています。

まちづくり推進課からの説明は以上です。

○事務局・又賀主査

それでは、事務局から前回から変更した点を中心に御説明します。

まず、表紙をめくっていただきまして目次を御覧ください。

「第I部 総論」の部分を併せました。この「総論」は、第10回の会議で配付させていただいたものから時点修正等をしています。

3ページを御覧ください。

ページの右上に黄色い吹き出しにも掲載しているとおり、「第1章 総合計画について」、第1次から第4次までの経緯と、第4次まで使用していた「振興」という言葉を削除した旨を、理由を掲載しています。

5ページを御覧ください。

「(2) 朝霞市の地勢と人口」ですが、現時点での最新の数字を掲載していますが、最終的に冊子にする際にはその時点での直近の数字を掲載する予定です。具体的には、下から3行目の人口の部分、こちらは直近のものを使っているのですが、完成時には直近の数字で掲載する予定です。

7ページを御覧ください。

ページの真ん中の「地方分権・行財政」については、第10回の会議では「国や地方自治体の財政危機」としていましたが、「地方分権」も国や県主導の大きな流れであることから、この部分に追加しました。

8ページを御覧ください。

「(3) まちづくりの課題」の冒頭の説明文に、「おもてなしカフェ」や「本審議会でのワークショップ」の部分を追加しています。「高齢者」の項目ですが、第10回の際は、「健康・高齢者・医療・福祉」としていましたが、次の中身の部分の内容に合わせて「高齢者」と変更しています。

12ページを御覧ください。

こちらについては、「構成図」を大きく変えています。前回、「第2章 将来像と基本コンセプト」、「第3章 基本方針」、「第4章 取組」と縦に並べていた図を、今回は、前回の「第3章」部分を、左下の「政策分野」の横に置き、「政策分野」の3項目が全ての施策に対して串刺しにして、横断的に関連付くことがイメージできるように変更しています。また、この図の一番下の「6つの施策」ですが、前回「災害対策・防犯」としていたものを「災害対策・防犯・市民生活」とし、同様に、前回「インフラ」としていたものを「都市基盤と産業振興」、また「人権・男女平等・国際化」としていたものを、今回は「構想推進のために」とそれぞれ政策ジャンルを変更しております。

13ページを御覧ください。

吹き出しのとおり、「将来像」、「基本概念」、「基本方針」、「政策分野」をそれぞれ「ビジョン」、「コンセプト」、「ポリシー」、「ジャンル」とし、日本語と片仮名を併記することで、分かりやすいのではないかとということでそのようにしています。

14ページ、15ページを御覧ください。

先ほどの構成図を変更したこともあり、これまでの「概念図」をなくし、コンセプトごとにその考え方を表記しています。文章の中身については前回から変更していません。15ページ上の空欄の部分には、イラストなどを掲載しようと考えています。

16ページを御覧ください。

前回の意見を踏まえ三つの項目として、「(1) 思いやりをもったまちづくり」を追加しています。こちらの内容については、「人権」や「男女平等」、子供からお年寄りまでユニバーサルデザインの視点を持ってまちづくりをするという内容です。

18ページを御覧ください。

「4 基本フレーム」ですが、18ページの一番下の表に平成17年と平成22年を追加し、すぐ上の表の「将来推計結果」の表と年ごとの内訳が比較できるようにしました。

19ページを御覧ください。

「(2) 財政フレーム」ですが、こちらは第4次の計画期間である平成18年度から平成26年度までの決算と平成27年度の当初予算を掲載し、本分において市の財政規模を大枠で示した案となっています。この案では、第5次の10年間も、単年度の財政規模については概ね350億円前

後で推移するとしています。

20ページを御覧ください。

こちら、先ほどまちづくり推進課から説明がありましたが、この部分は第4次そのまま掲載していますので、先ほどまちづくり推進課からの説明を踏まえ、御意見を伺いたいと考えています。

24ページを御覧ください。

「5 政策分野」ですが、前回までは「6つの施策」を「災害対策・防犯」など、単語のみでの表記としていましたが、「6つの施策」ごとに、例えば一番上の「暮らしの安全と安心のために」以下、それぞれの施策に説明を追加しました。

また、これまで掲載していた「基本構想の構成図」については、先ほど12ページの方で掲載しているため、ここでは構成図は削除しています。

なお、24ページのこちらの六つの施策については、本日お配りし【参考資料3】第5次総合計画前期基本計画施策体系一覧とし、現在、庁内で作成しております前期基本計画の24ページのジャンルに合わせて施策体系一覧を作っていますので、今回は参考までにお示ししたと考えています。

【資料番号13-2】のスケジュールを御覧ください。

前回から追加した箇所を黄色い網掛けにしています。追加した内容については、審議会の回数を2月と4月に1回ずつ増やしています。また、「市民」のところで、来年1月から2月にかけて、基本構想に係る住民説明会とパブリック・コメントを追加した案となっていますが、このパブリック・コメントの実施の可否については、審議会で御議論いただきたいと思います。

事務局からの説明は、以上です。

○鈴木副会長

齋藤委員、会議に入る前にこの案を説明していただけますか。

○齋藤委員

12ページの図です。これ配布されて、見ていましたら、まず、上に将来像ビジョンがあり、四つのコンセプトがあります。前から、この辺りごちゃごちゃしているというような話が出ていたわけですね。基本コンセプトが四つあり、下に矢印が四つある、そうするとこの四つがそれぞれこの真下に下りてきて、政策分野に多分、串刺しと言うか、かかってくるだろうというように見えてしまいます。と同時に、先ほどの説明で第3章の基本方針の部分が下の段の右側に来ています。三つの基本方針が、政策ジャンルの方に共通して出てくるというように読めてしまうわけです。でも、私の考えですと、クロスにするというよりも、まずビジョンとコンセプトを二つに分けます。ビジョンはかなり大ざっぱな一つの表現ですから。それより、具体的にしたのがこの四つなので、

ビジョンから四つのコンセプトに分かれます。そして、このコンセプト自体が、12ページの右側の基本方針で、こちらに関係してくるということだと理解してみました。そうすると、今度、基本方針が、各政策ジャンルにこのように全部に共通することになるのですが、多少重複してしまうかもしれませんが、実はこの全ての項目について必ず見ておかないといけないことがあって、それは人権や男女平等や国際化の点につきましては、一つの項目ではなくて、全ての分野の一種の土台と言うか枠と言いましょか、産業振興にしても、平等や国際化ということを考えて行わなければいけないし、学校教育でも全部そうです。ですから、この人権等につきましては、これはほかの政策分野と違うというように考えられますので、これからの日本国憲法の下でこういうことを行っていくためには、全てのことについての土台となる、あるいは枠となるという意味におきまして、一種のフィルターでこの政策分野と基本ポリシーの間、あるいはどこでもいいのですが、とにかくその辺りにおいて、このフィルターを通して全てのことが実施されるという図の方が分かりやすいのではないかとということで一つの案として出しました。

○鈴木副会長

それでは、事務局からの説明もいただき、齋藤委員からの案も一緒に説明していただきました。

まず、【資料番号13-1】について、今回「都市構造」が初めて示されました。また、前回の意見を踏まえて修正されていますので、その辺を中心に御意見をお伺いしたいと思います。大きな疑問点等が無い場合は、この案のとおり御承認をいただき、あとは微修正だけにしたいと思います。

次に、今後のスケジュールについて、基本構想のパブリック・コメントを1月から2月にかけて実施する案が示されたので、実施の可否について議論していただきたいと思います。

それでは、【資料番号13-1】から、何か御意見等がございましたらお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○百武委員

いろいろあるのですが、二つ大きい点を申し上げたいと思います。

一つは、この将来像の基本概念があります。ここに前から申し上げているように重点施策を付けるのか付けないのか。前回の第4次の方を見ると、例えば、15ページに施策の大綱の中にそれぞれの目標があって、下にこう施策が点で書いてあります。これは、今で言うと政策分野、ジャンルごとになっている。でも、この今回お示しいただいた政策分野、ジャンルごとの何とかのためにと、新しくできたのですが、ここに付けるのであれば、最初に将来像の基本コンセプト、基本概念を作るときに、こういう分野別が行政の視点だから分かりにくいので、市民の視点で言うと四つのこれではないかということで、前回と違う方針を立てたはずだと思うのです。またここで、政策

分野で政策ジャンルごとに何とかのために、これが一つのコンセプトになって、ここにまた施策が張り付いてくるのだったら、前と全く同じ、プラスしてコンセプトが付いているだけと受け止めてしまいます。実際にそうなると思うのです。そうすると、これまでずっと議論してきたことと全く違うことになってしまうのではないかと考えています。ですので、ここはとても肝心なところなので、ここをもう一度皆さんとお話したい。

もう1点、大きい点ですが、「思いやりを持ったまちづくり」というのが新たに書かれているのですが、それと、今回ジャンルの中「構想推進のために」ということで、前回、人権などを、「構想推進のために」という別の名前に変えたものを付け加えられているのですが、これこそ、まさに「実現するための基本方針」と一緒ではないのかと思います。「思いやりを持ったまちづくり」と「構想推進のために」はどう違うのか。これは、両方とも「構想推進のため」の基本的な考え方ですので、ここは分野というか、かなり重なっているのではないかと考えています。もう一つ、3回くらい同じこと出ているので、その部分は少し整理した方がいいと思います。

○齋藤委員

2番目ですが、私の案で、人権や男女平等を出して、実際は、委員のおっしゃったことと同じで、この内容を読んでもみたら、「思いやりを持ったまちづくり」ということと「構想推進のために」というのは同じことです。それで、人権や国際化や男女平等というのは、実は思いやりと構想推進のための代表でもあるわけです。だから、私としては、この政策分野の右側の「構造推進のために」を取ってもいいかなと前々から思っていたのですが、前回か前々回の会議で六つという枠があり、六つなら残しておこうかというような感じなのですね。ですから、多分委員のおっしゃっていることと、私のこの人権平等を外に出すということと、基本的な発想は同じではないかなと思います。

○田辺委員

前回の総合計画の中に、「構想推進のために」があり、事務局はその部分が頭の中にあっただということがあるのだらうと思うのですが、私は、この政策分野、ジャンルの中に「構想推進のために」があることに無理があると思っていたので、これは外に、下に来るものだと思っていたのです。ですから、これは全体の基本構想があって、その基本構想はどういう形で進めて行くと。もう少し具体的なものを入れて行くものをして全く別枠で入れるものだと私は理解している。先ほどの齋藤委員がおっしゃった、人権、男女平等、国際化を特記して書くとすれば、「思いやりを持ったまちづくり」の部分だったと思うのですが、その「思いやりを持った」という漠然とした表現の中に人権、男女平等、国際化のような部分、もう少し言葉として入れておいた方がいいのかなと思います。

また、私が一番気になったのは、今日いただいた将来都市構造図が、非常に相変わらず、この【資料番号13-1】の中でいくと、基本フレームから先の話です。基本フレームの中に、この将来人口と財政フレームと都市構造というこの三つを基本フレームとしているわけですが。私はまずその基本フレームはこれだけでいいのかなという思いがあります。例えば、朝霞市が持っている公共的な施設はどんなものがあるよというのを全部書き出すというのも本当は必要ではないのか。今、ファシリティマネジメントと言いかたをし始めていて、その公共施設の維持管理費がどれだけかかるのかということを中心に言うようになってきていて、この中にもそれが今後の動向として30年、50年たった公共施設が増えてきているということです。国の動向にも触れているわけですから、そうすると朝霞市のファシリティマネジメントでそういう部分の金がどのくらいかかるということ考えたときに、この将来都市構造図もまた、いわゆる総合振興計画の「振興」というのはもうちょっと古いのではないかと感じていたその「振興」がいっぱい入っていて、このことを普通建設事業費を見ていくとどんどん減っているわけです。この中でやろうということですよ、実際は。この財政フレームの中の普通建設事業費が、基本的に一番自由度があるお金なわけだから、そのお金の中でやろうというのにはかなり無理があるのではないですか。だから、そこら辺の調整をしない、つまり都市計画マスタープランで好き勝手にいろんなことを、ここのまちづくりの拠点を、あちこち増やしてしまっているのか。それに対するお金はどうするのですか。そういうところを本当はしっかりとここで締めないといけないのではないのか非常に私は気になります。

○鈴木副会長

皆さんから御意見をいろいろ頂いてから議論したいと思います。

○齋藤委員

人権などは、先ほど田辺委員もおっしゃったし、百武委員もおっしゃったようなところで少し外に出して解決できると思います。

ですから、まずは先ほど百武委員がおっしゃったこの12ページの図の政策分野を六つに分けてなど、この辺りをどうするのか、また元の議論に戻ってしまうということもありますが、非常に重要なことかもしれないというのが第1点です。

もう1点は、先ほど田辺委員がおっしゃった将来都市構造図ですが、先ほど説明いただいたのですが、私今回初めて聴きまして、これ17年から始まって10年ぐらいたっています。先ほどの説明ですと10年間で何が変わったのか、正直言って全く分からないのです。先ほどの予算の大ざっぱな金額を見ても、あれだけお金をかけながらいったい何が変わっているのか。例えば、国道254号のところにもいろいろなものが増えていますが、それは朝霞市の計画に基づいて変わったのかというと、多分違うのではないかなと思うのです。民間の経済活動によるものです。商業活動がたま

たまそうなっているからあそこにたくさんのお店ができて、できたから商業ゾーンにしましょうかという、そのようなことかなというような気が実はしないでもないのです。それから積水が出ていきますと、土地は積水の土地ですか。だから、ほかの人の土地なのです。朝霞市の土地ではないのです。それを朝霞市が何とかゾーンにしましょうと言うのは、これ人権侵害かもしれないですよ。土地の所有権の侵害、というようなことがあるので、そういうことを見ますと、実は、この10年間何がどう変わっているかということと、果たしてこの人様の土地であるということが前提となった計画なのかどうか。

朝霞市の土地ならば、朝霞市の決定でいろいろできますが、ほかの人の個人の土地を、何とかゾーンというふうに含めて、そこでこういう開発をしましょうであるとか、このように計画しましょうなどということは絶対に無理だと思います。もし、私の土地がそこにあったら嫌だと思います。なぜなら、自分の土地を取られたりするのですから。ましてや大都市だったら特にそうです。そのように、基本的なところの考え方が実は全く見えてこない。成田空港の成田闘争も全部そうですけれども、要は個人の土地というものがあるからいろいろなことがやりたくてもできない。でもこれは、憲法で認められている人権ですから、その辺りのもっと基本的なところですね、説明をしていただければと思います。

その辺りどのように考えて、この図を作っているのかということです。そして、ここの審議会の検討も、基本的には、その空間が前提となっているわけですから、その空間でどこの部分に何ができるのか、できないのかということが分からないと、例えば交通の便を良くしましょう、ここに学校を作りましょうと言ってもできないわけです。ですから、この空間整備、私の言葉ですと田辺委員に怒られますけど、空間整備というようなこの部分がもともとの基本ということになっていると思いますのでもう一度、その基本的なところ、考え方あるいは何をどこまでデータとして調べて、この構想を作っているのかということの説明をしていただければと思います。

○島田委員

2点あります。一つは、「思いやりをもったまちづくり」と、「基本構想を推進するために」と書かれているものをどちらに整理するかということですが、「思いやりをもったまちづくり」ということでいいと思います。

それともう一つですが、やはり私も田辺委員が御指摘されたように、この将来都市構造図が非常に重要だと考えております。積水の跡地について工業系ゾーンから商業系ゾーンに変えていくというのは理解できないわけでもない。工場用地で利用されるより、商業用地として利用される可能性が高い、というご判断と想像します。ただ、この地域を本当に工業地域から外してしまっているかどうかというのは、私は疑問を持っているところで、東京圏周辺から工業地域がどんどんなくなっ

ていくということについては、やや疑問がございます。

実は、もっと深いところに問題があると思います。まち全体を、朝霞市という市域全体を、どういう方向で基本構想の中でコントロールしていくのか、という問題です。財政を全体でコントロールする方法もありますが、こういう都市構造図を示すことでコントロールするという方法もあり、更に、実は地区ごとに分けるという方法もあります。公共施設などが、どの程度どの地域にある、ということを示しながらコントロールしていくという方法で、全国的な傾向では、地区をそれぞれ小学校区で1万人程度とするものが多いようです。朝霞市は10の小学校ですから、大体10ぐらいかなとも思っていますが、それは私の勝手な意見です。地区ごとや全体的な、空間的なコントロール案というのを何も示さずにおくということでもいいのだろうかという、実は根本的な問題提起と申しますか意見を持っております。

○鈴木委員

私、今まで伺っている中で、今回の資料ってよく分かるし温かみがあるし、素晴らしい内容だなと思って、ずっと自分で下読みしてきたわけですが、今先生方のお話を聴くとやっぱり深さには更に深さがあり、いろいろ御意見も出てくるのだなあと思ったところでございます。でも人権や思いやりという中に全てが含まれることを考えると、最初に副会長がおっしゃられた、そんなに差し支えなければこれでやっていっていいのではないかと。他の委員からしていただきたいみたいなことをおっしゃっていて、事務局も非常に今、詰まっていることを考えると、まあ余程でなかったらこれでいってもいいかなと思っているところでございます。

ただ、自分の考えとして、最後の20ページの1番下のポチの「市内に残る貴重なオープンスペース」の部分ですが、自分の感覚として、市内に残るここに「緑の」を入れていただいて、「緑の貴重なオープンスペースである基地跡地については」で、その後切っていただいて、「多面的な活用が期待される本市のシンボルとなる」という部分に、「本市の新しい歴史を開くシンボルとなる拠点であり、新たなまちづくり拠点であり、市民の合意形成を進め、市民にとって有効な活用を図ります」と、新しい歴史をこの形態で開いていくのだという決意を込めたものを入れていただいたらどうかということをおもった次第でございます。

○鈴木副会長

ただいまいろいろ御意見をいただいたわけですが、今、鈴木委員からも、従来12回にわたっていろいろ議論をしてきておりますので、微調整ぐらいで何とか進めていただけたら大変有り難いと、そのように会長からも言われているわけです。

ただ、前回、百武委員からいろいろ御指摘いただいております。そのような関係で百武委員のところから、何ページのどこについて、どのような意見が入れられれば、なおよくなるのではないかと

というようなことを具体的に提示していただけると有り難いと思います。

総合的な御意見をいただいていると、どこまで行ってもけりが付かないのでね。

○百武委員

これはもう3回くらい審議会にわたり同じことを申し上げていると思うのですが、将来像の下の基本概念（コンセプト）という四つが中心なのか、それともジャンルの中の方針が中心なのか、私は最初から申し上げているのは、四つのコンセプトが中心にあるのではないかということです。ですから、このコンセプトに重点施策を付けてくださいということは何回か3回か、何回も言っているのですが、それが毎回どういう理由か分からないのですが、そうではないようになっている。これについて、ほかの委員の方からもいろんな御意見これまでも出たのに、何故、今回もまた前と同じようになっているので、これ以上具体的に言うことないのですが、具体的にどんな施策を付けたらいいというのを今はまだ施策の話まで行っていませんから、ただこの中にちゃんと設けていただきたい。

さらに、言うならば私はこの都市構造図とこのコンセプトが全然関係なく作られていますよね。でも本来であれば、これを見て、ああ確かに安全・安心なまちがこれからできそうだなとか、これを見て、子育てがしやすいなとか、本来であればこれが空間に感じさせるようなものでなければいけないのですが、それ全く前回と同じ、ただ踏襲して増やしたり減らしたりしていると思うのですね。では、これをどのように受け取られたのかなというのはすごく気になります。

そういう意味では、私はこのコンセプトを中心に考えたらいいのではないですかという提案です。それで、皆さんがそうだねとおっしゃるのであれば、そういう構造に。そんなに難しい変化でも何でもないと思うのですが、そういうふうにしていけばいいと思うので、そこを決めていただきたいと思います。

○鈴木副会長

いろいろ多くの委員の皆さんから積極的な意見を頂いているのですが、従来丸い図で示されてきましたよね。それで、そこに説明がしてあったから余計分かりづらかったのを今度は四方で出しまして分かってきたのですが、この施策の分野になると細かくなってくると思うのです。細かくしないでこの範囲で施策がうまく取り入れられるならいいのですが、そうすると施策については、基本計画の中でいろいろ御意見をいただいて、より具体的にした方がいいのではないかなというような考え方も一つあるようなのですがその辺どうでしょうか。

○百武委員

タイミングとしては分かりません。すぐにここに施策がくっ付くというふうには分からないですが、ここにくっ付ける、ここで説明をするのか、あるいは本当にこの最後のジャンルの中で決めて

いくのかでは全然感覚が、多分受取り方も違うと思うのです。ですから、どう位置付けるかということだけを決めていただきたいと思うのです。ほかの方にも聴いてください。私は、そう思っています。

○齋藤委員

百武委員のおっしゃること、前におっしゃっていたことをいろいろ思い出しまして、よく理解できます。要はこの12ページの図でこの四つのコンセプトがまずあって、これは、将来像をより具体的にしたものです。その下の段の右側の基本方針というのは、16ページのところを見ますとある程度評価に関係するものということになります。それで、思いやりや推進を出すか出さないかという人権のところは、微調整でできると思いますが、百武委員がおっしゃっている重点施策というものはよく理解できますが、前回とか前々回のお話の中で、重点施策というのを決めづらいというような話が出たような気がするのです。つまり、私たちはこの大枠を議論している。ただ、細かいことになると、それを現場の声やその分野に特別な、専門的な知識がないと分からないとか、住民の声とか、あるいは行政に直接携わっている人たちの実務的な視点というものがトータルされないと、なかなか決めづらいのではないかとということ。

もう一つが、私もあまり細かいところは分かりませんが、そういう分からないものが、先生は別として、集まった中で、これを具体的に重点的にやりましょうと決めてしまっているのかどうかという、ちょっと悪く言えば偏った、独りよがりというか、そのようなことになるおそれがあるということで、具体的なことを決められなかったということだったと思います。

ただ、今回は先生のお話を聴いていると、内容というよりも重点施策という一種の項目をどこに置くのかと。中身ではなくてどの場所に置くのかということの御意見だということだと思いますので、この場所決めというのは、多分できるのではないかなと思います。中身は、後から具体的などころでこう、作り上げられるのではないかと思います。この四つのコンセプトのすぐ下に、まだ何が入るか分かりませんが取りあえず入れていくのか、あるいは具体的にそれぞれのジャンルでより重点的なものを決めていくということになると思います。これは、例えば、具体的に行政に携わっている方々の意見も少し聴いてみた方がいいと思います。

○野本委員

まず、12ページの議論になっていたところですが、将来ビジョン、それから将来像の基本概念と来て四つのコンセプトは方向付けで、直接政策分野につながっていると。これは、やはり齋藤委員が示されたように将来像、将来像の基本概念、そこから受けるのは将来像を実現するための基本方針（ポリシー）に充てるべきではないか。政策分野がジャンルに分けているのは、単に行政上の分類のためなので、それが将来像の基本概念から直接来るといえるのではない方がいいのかなという感

じを持ちます。

ただ、人権・男女平等・国際化をあえて取り出すのは、それぞれの項目も後ほど説明の中には入ってくるわけなので、あえて取り出さなくても「思いやり」の中でいけるのではないかというふうを考えます。

ですから、私としては、「将来像」、「将来像の基本概念」、その下に矢印で来るのは「実現するための基本方針」という形で、その結果出てきた政策分野ごとの分類があるというところでのいいのかなという感じを持ちます。

○田辺委員

今の話に関しては、政策分野（ジャンル）と書いてあるところを、基本計画とかそれにつなげていくという意味合いだと思うのでね、基本計画と書いてしまえばどうですか。そんな感じですね。

○鈴木副会長

ちょうど意見が2分されていると感じるわけですが、どうも会議を進めていくと百武委員の思いがまだまだ、何となく入っていかないという雰囲気なのですが、私も前回は総合振興計画に携わったのですが、いろいろ御意見をいただきまして、基本計画でできないのかなと感じていますが、どうして今、ここへ何度か言っていたと思いますが明確に入らないのかというようなことをですね、事務局の又賀主査に感じたままに言っていたら有り難いと思います。

○事務局・又賀主査

まず、基本構想の部分に入れられないというわけではないのですが、ただ10年間の構想ですので、基本的にあまり細かいことは入れられないというのは、入れるとそれに10年間縛られるというところもありますので、ここでそんなに細かいところを、施策を入れるというようなものはやっぱりふさわしくないのかなというところで、例えば、第4次の後期基本計画の冊子の15ページ以降に施策の大綱がありますが、そこには施策の説明が入っています。実際、重点施策にしても入れるのであればこれくらいの文章のレベルなのかなというイメージはございます。果たして、これくらいでいいのかというのはちょっと百武委員の考えもあるので確認しないと分らないのですが、ただ、実は百武委員から再三意見を頂いている中で、前回の資料に一応見本ということで基本計画のそれぞれの扉のところにコンセプト、施策とコンセプトを照らし合わせてどんな考えで行くかということを、実際、庁内策定部会に対し、この扉部分の文章づくりをお願いしているところですが、そういう形でそのコンセプトが基本計画のところに生かせればといいのではないかと考えています。現時点ではあくまでも見本なので、まだ文章も全く精査されていないため、現在検討しているところです。これについては、次回の会議に基本計画を審議する際にそこを重点的に、細かい施策についてというのはなかなか分からないでしょうが、少なくとも次回基本計画をお示しすると

きは、そのコンセプトとそれぞれの施策の、どういう考えでコンセプトに照らし合わせてやっていくのかという考えは、庁内策定部会の検討の結果、お示ししたいと今のところ考えております。

○事務局・田中市長公室長

補足になりますけど、前回の御意見のときにも私ちょっとお話ししたと思うのですが、この基本コンセプトの下に具体的な市の施策を貼り付けるというのは、かなりやっぱり無理があるかなと思います。

ただ、この四つのコンセプトを選んだ審議会の思いというのがあって、それを選んだというのは意味があることです。今後10年間、このまちがこういったことを大事にしながら政策立案とかそういったものをして行こうということを確認し合ったということがあって、その思いの中に、例えば「安全・安心なまち」ということで言えば、道路環境の問題やユニバーサルデザインの関係、最近で言えば朝霞市は津波の危険はあまりないと思いますが、地震や水害などの自然災害の関係もありますし、そういう当然のこととしてこういったことには取り組まなければならないということ、あえて言えばこのコンセプトを説明する文章の中にしっかりと留意事項として位置付けておく。これを例えば「安全・安心なまち」というコンセプトを審議会の方で御議論いただいて選んだその真意というのはこういう観点なのだとということをしっかりと行政にも、またこれを読んでいただける市民の皆さんにも伝わるような形をすべきだという観点で言うと、私はよく分かります。例えば「自然環境に恵まれたまち」というコンセプトについて、では、朝霞の自然環境で何を残していくのか、何を今後やっていくのかということ、例えば黒目川や基地跡地に残っている緑などを大事にしようねということは、市民との合意形成というのは簡単にできるので、今後10年間のそこは大事にしていく。どこまでできるかということの結論はなかなか、基地跡地だってそう簡単に10年で動くかどうか分かりませんし、黒目川も河川ですので県との係わり合いなどいろいろなことがありますから、こちらの思い描いているとおりにことが運ぶかどうかというのは分からないですが、そのことにやっぱり努力はしていこうといったことを確認するという意味で、具体的な言葉をしっかりと位置付けるということは大事であると思います。そういう意味で前回申し上げたのは、このコンセプトを我々や市民の皆さんが考えていくときに必要な留意すべきキーワードのようなものをしっかりとここに置いておく、それが政策に反映すべきものだという位置付けをしっかりとっておけば、政策は各部署の政策や市民の皆さんの要望とかもそれに沿った形で出てきやすいだろうという思いがあります。その辺で御納得なり皆さんの合意なりが図られるのであれば、その辺を修正していく必要性はあると思います。

○田辺委員

先ほども申し上げたのですが、今回初めて将来都市構想図を頂いている。先ほども私が申し上げ

たことに関して、まちづくり推進課や政策企画課での調整も含めて、このような新たなまちづくりの拠点を作ってみたり、商業の地域を増やしてみたり。これが、また朝霞市の都市計画図があって、その中に綺麗にどう位置付けられているのかも全然見えないところでの漠然としたものを、どこの地域であるのかを明確にしないような表現の構想図というもので済ませてしまうというのは、我々今まで議論をしてきた計画的に、また経営的な視点を持ってというそういうものも入っている中であまりにも大ざっぱすぎると思います。今日、一応基本構想の最終ということになっていますが、私は要望したいのですが、どちらにしてもパブリック・コメントをやるということも含めて、今日はある程度素案ができるのだなど、素案まで一応出てパブリック・コメントが終わった後、もう一度しっかりとその構想に関する議論をして決めるという余裕をいただきたいということをお願いしたい。

○鈴木副会長

大変有り難い御発言をいただきまして、本当にすみません。

今、事務局の方からいろいろ説明をしていただきまして、10年先のことであるからこの素案にどのように明記したら良いのかということになると精一杯なのだなど個人的に感じて、必ず大綱や基本政策の計画の中で百武委員の言われていることは細かく列記されてくるというふうに思っているのですが。

○百武委員

その前に、今のお答えをさせてください。

ここの下のところに、前期で言うと15ページにあるような、この中には結構具体的なものもあり、抽象的なものもいろいろ混ざっています。そのような形でできる範囲のことを抽象的なことも含めて列記してもらいたいと思います。というのは、朝霞だと結局どうなの、さっき黒目川のことをおっしゃりましたが、黒目川のところに力を入れて行くであるとか、基地の跡地の緑をやるのだなどという、それから、場所が分かるものと場所が特定できないものもあるでしょうけれど、ある程度書ける範囲で結構ですので挙げていただければ、「安全・安心」ってこういうことをしようとしているのかということが分かると思うので、これだけではなくて、今言われたのだったらできるとおっしゃった範囲で是非付けていただきたいというふうに思います。

○鈴木副会長

次回の審議会ではしっかりとそれを付けてもらおうと思いますが、今すぐそれを、お示しできないのでお許し願いたいと思います。

田辺委員から都市構想の方の関係で拠点等について、もう一度丸山係長に説明していただけますか。

○事務局・丸山都市計画係長

拠点のところのもう一度説明ということによろしいですか。

○田辺委員

と言うか、財政と調整をしているのですかという話。お金がそんなにないという前提で新しいまちづくりの、そのような課題を乗せていいのかなと思います。いろいろとあれもこれも乗せてしまっているけど、それで開発されるのが果たしていいのかと思いますよ。旧四小跡地に商業施設を造るのですか。周りは学校などもあります。一つ一つの事を挙げたって切りがないんですが、先ほどの積水の話だって、人の土地について話をされても何も答えがないですよ。

○鈴木副会長

説明できる範囲でよろしくをお願いします。

○事務局・丸山係長

前提区の調整については、都市計画マスタープランの見直しにつきましては、外部のこのような学識経験者の方などを集めた委員会のほかにも、内部の庁内検討委員会というものがございまして、その中でも財政部局も関連する部局を含めまして二十数課集めまして、庁内の中でも将来都市構想図については、案として御提示いたしまして、説明した中で今のところ素案の内容で今進めているというのが現在の状況でございます。

○田辺委員

政策のことをお答えいただきたいです。財政や財政フレームなどと言うのであれば、その一つ一つの課題に対してどれくらいのお金がかかるものですか。

○事務局・田中公室長

従来から将来都市構想図の関係は、都市計画課と調整をしてきたところですが、唐突に出てきた感が否めないなので、これについては、今後も都市計画マスタープラン検討委員会と調整を図っていかうと思っています。とりあえず、現時点でこういう流れになっているということ、まちづくり推進課から説明をしていただいたという形なので。

財政との関係ですが、都市計画は私が説明するまでもなく御存じだと思うのですが、このまちづくりの大枠の絵を基本的に考えているということで、これは行政が、ある意味で誘導手法の一つですので、こういうまちづくりとして発展していくという絵を描くことにより、都市計画上のいろいろな諸条件が整備されていくことにより、具体的な民間レベルの開発などが進んでいくのだらうという観点でございます。それと、総合計画との関係性は、総合計画を更に上位の部分から市の総合計画ですので、財政面も含めて大枠として方向性をより示していくという責務があると思います。

具体的に、どこにどうお金をかけていくかということになると、この構想段階では具体的には示

し得ない部分がありますので、総論としては、こういった方向性でまちづくりを進めていきたいということで、更に調整をする必要性はあるという認識は持っております。

とりあえず、現段階で都市計画マスタープラン検討委員会との調整の中間報告のような形になると思っております。

○齋藤委員

先ほどの百武委員と田辺委員と、あと私の人権については、結局、根本的なところは同じだと思っています。私の勝手な解釈ですが、なぜ百武委員があれほど具体的な重点施策をおっしゃっているのは、この現時点の都市計画マスタープランについて理解できないし、上位の審議会の考え方が本当に反映されているのかどうか、はっきり言って信用できないということなのです。しかも、私が先ほど質問したこと、どうやって変わっているのか具体的に示してくださいですか、どこの土地が誰のものなのか、市の土地はどこにあるのかという基本的なことも示してくださいという、まだ一言も答えていらっしゃらないですよ。田辺委員のおっしゃるお金の問題や、全部この都市構造のプランに、この問題に集約されてくるのではないかと思います。

私は、個人的に言うならば、この今日の、あくまでも先ほど中間報告ということでしたけれど、この中間報告のままですと納得いかないということです。これはもう、はっきり言ってどこまでできるか分かりません。可能ならば全面的な再構築が必要ではないのかと思いますね。川がどこにどう通っているかというのは、川はせき止めて別のところに水路を作ればいくらだって川の流れは変えられます。これは、かなり乱暴な話ですけどね。ですから、もう少しここの審議会の考え方を都市計画マスタープランの方に強く注入してもらわないといけないのではないかなと思います。それができないとどうも納得できない。賛成できないということです。

○鈴木副会長

都市計画マスタープラン検討委員会からこの総合振興計画審議会の委員の皆さんと議論したいという要望もありまして、以前一度だけ数名で議論、意見交換はしております。それから現在、都市計画マスタープランは、非常に丁寧にいろいろ計画立てて、市内を5地区に分け、5回にわたって、1地区5回にわたって市民の声を聴いてまとめようとしています。そして、今日この審議会に提出していただいたのは、都市構想が仮となっていますが、これは前回の第4次総合振興計画そのまま、文章も全部そのままです。それくらい都市計画というのは前に進まないという状況なのです。それで私も代理という形で来られてなかなかうまく進めていけないのですが、今日色々、皆さんの意見を聴いていますと、百武委員の思いについては先程事務局の方から説明をしていただき、大変失礼でございますが、ある程度御理解いただき、大綱か基本方針でしっかりと出していってもらおうと。それから12ページの「構想の推進のために」を基本方針の方に入れた方がいいのではな

いかと齋藤委員や島田委員からも言われているため付けるということと、それからお二人からの御意見をこの基本方針に入れて、基本方針を四つにして、政策分野を五つにしていくという考え方で

す。

○島田委員

「人権」、「男女平等」、「国際化」は、「思いやりをもったまちづくり」の中に入るので、3本でいけるのではないかとことです。齋藤委員が出された案で基本的に僕はこれでいいのかなと思うのですが、この「人権」、「男女平等」、「国際化」は「思いやりをもったまちづくり」の中に、実際には説明書きに入っている、入れられると思うので、3本でいける。

○鈴木副会長

そうすると、齋藤委員が出された基本方針の方は3本にすると、「構想推進のために」は消すということですか。それで、あと「参加と協働によるまちづくり」、「経営的な視点をもったまちづくり」と、これを入れてこれをまとめるという形ですね。

○齋藤委員

入ればいいのですが、なぜ私がわざわざこれを出したかということ、最後の最後に訴訟が起こされたらどうということになるのだということが常に頭にあるのです。裁判になったらどうなるのかということ。ですから、あえて行政も市民もみなさんこの「権利」や「法律」や「条例」という言葉を常に意識して、ある程度土台であり枠があるのだ、というその中で色々考えていかななくてはいけない。そこから外れるものは、裁判をやったら負けますからね。ですから、そういうことをより意識してもらいたいということで、この、ここに取り出したわけで。ただ、「思いやり」というとすごく柔らかい、いい言葉ですけれども、人によってはそこに「権利」や「法律」というような意識を持たない人たちが相当いるのではないかと思います。ですから、それがはっきり分かるような形であるならば、外に出しても出さなくても、これはどちらでもよいということです。

○中村委員

先ほど、「人権」、「男女平等」、「国際化」については、「思いやりをもったまちづくり」の中に入っているからよいのではないかと、という意見がありました。これらについて「思いやりをもったまちづくり」の中にしっかりと書き込まれているのであれば、私もそれはそれでよいと思います。しかしながら、現在配布されている資料を見る限りにおいて、「思いやりをもったまちづくり」の中には「人権を尊重し共助の心をもつ」という記述はありますが、「男女平等」や「国際化」に関して言及した記述はありません。

とりわけグローバル化が急速に進行する現代社会にあって、日本社会においても、諸外国から仕事や教育・研究・研修、観光等で日本にやって来るビジネスマンや外国人労働者、留学生・研修

生、観光客などの訪日外国人や定住外国人、あるいは他国にルーツを持ちながらも日本国籍を有し日本で暮らしている二世・三世の在日の人たちなど、今は多くの外国人等が日本で生活しています。私は、前回の会議でこれからの日本社会にとっては「人権の尊重」と「国際化」・「多文化共生」という視点は最も重要視しなければならない視座の一つであるから、たとえば「人権の尊重と国際的な視点をもったまちづくり」という項目を追加してほしい、という趣旨のことを発言しました。そこで、「思いやりをもったまちづくり」の部分で「人権」、「男女平等」、「国際化」について言及するという考えであれば、もっとはっきりと分るように書き込んでほしいと思います。この文章をもう一度書き改めてほしい。

○鈴木副会長

大分難しくなっていますが、この「国際化」が一番大事になってきましたね。今の中村委員の御発言ですと。また、「思いやりをもったまちづくり」にその文言を入れるということでもよろしいですね。

○小池委員

12ページの見方ですが、今先ほどからいろいろな御意見が出ています。私もこの12ページを客観的に見た構成ですね、下の方の「政策分野（ジャンル）」と、「基本方針（ポリシー）」が横一列に並んでいますので、どうしてもこう立ち位置というのか、立場が同じように受け取れてしまいます。ですので、先ほど野本委員の方からお話が出ましたこの「基本方針（ポリシー）」は、「ビジョン」と「ジャンル」の間に入れた方が分かりやすいのではないかと思います。

よく見れば同じにとれるのですが、理解しやすいのは齋藤委員が出してくれた案の方が四つのコンセプトから矢印でポリシーのところを下りてくるのですが、立場は「ジャンル」も「ポリシー」も同じだととれてしまいます。それで、「基本方針」イコール「ポリシー」というのは、私は、これは四つの基本概念を実行するために持っているポリシーだ、考え方だ、と私は理解をするので、それをもって「政策分野（ジャンル）」を実行してください、あるいは実行しますと市民に訴える構成図だと思いますので、私はそうとれたのですが、できたら皆さんの御意見を頂けたら、なお分かりやすいと思います。現状の書き方で合っているのでは、という御意見もあれば。

○鈴木副会長

私の立場でそのようなこと言ったら大変失礼ですが、今大分まとまってきていますので、「思いやりをもったまちづくり」の中に国際化の文章化をもう少し入れると。ですから、それとあと色々小池委員からも御意見を頂きましたが、「構想推進のために」という部分をこの政策分野から外すかというような形でこの12ページを決めたいと思っていますがいかがでしょうか。

○齋藤委員

このとじてある冊子の方の12ページの四つのコンセプトから直接ジャンルの方に矢印が下りてきていると、そういうことではなくて、私がつくりました方のこの四つのコンセプトは、ポリシーの方に下りてくるのだらうと、そういう御意見でしたね。ですから、この矢印をどこにおけばよいのかと。

○小池委員

12ページの構成図だけです。中身のことは別に今までお話ししてきたとおりで私は異論がないのですが、あるいはまだ最終決定的に自分の思いがそうかというのはまだ疑問があるのですが。「ビジョン」と「ジャンル」の間に「ポリシー」があった方がいいのではないですか、ということです。

○鈴木副会長

そのようなことで今日ここに齋藤委員の案が出ています。そうすると、基本方針が先になっていきます。それから横に行っているのです。ね、だから小池委員が言われているとおりのことです。

○佐野委員

そういう意味で言えば、将来像の「コンセプト」と「基本方針（ポリシー）」両方が政策分野に影響を及ぼすという図の方が、構造上、みなさんの意見の中ではその方が実態としていいのではないのかという気がします。ですから、政策分野に対して「コンセプト」と「基本方針（ポリシー）」が両方ここに入ってくる。

○鈴木副会長

矢印が上からもう一つここに入るの。

○佐野委員

そうです。ですから、あのどうするかにあっては、これをね、この部分、齋藤委員のこれをここへ持ってきて、そのリサーチがこの中に反映されると。ここから、こっちとこっちと二つにこう広がって行って、その二つが更にここにも反映されていくというのが、何か構造上はいいのかなという気がしますけれども。

○鈴木副会長

これがここに上がって、矢印が二つ。

○佐野委員

その、横に並べたら、こことこことが同じポジション的になるのが気に入らないとなれば、こういう作り方もあるでしょうけれども、いずれにしても、これとこれとがここにこう反映されてくるのではないかということですね。つながっていくと。

○鈴木副会長

いろいろ御意見を頂き、大分まとまってきたかなと思います。ただいま佐野委員が最終的にまと

めていただいて、齋藤委員が作ってくれた案を利用して12ページの修正をさせていただきます。それから、百武委員のことについては、いろいろ細かいことをもう少し基本方針の中に入れてもらうという形で、また、都市構想につきましては、従来の4次のままですが、これを生かしながらすすめてもらうと。拠点については、今後もう少し説明をしてもらうということにして、本日この提出されている素案を決定していただけたらと思います。

○田辺委員

私は基本フレームの1、2はいいとして、3以降ですね、都市構造というところとその構造ですね、これは削除していただきたいと。それは、都市マスでやっていただければいいと。こっちはもう知らないということしかやりようがない。まあ、時間があれば当然ここで議論、補足をしたいし、もう少したつと本当は議論したいと思えますけれども、それが無理で素案でいくということであればね、その部分はまだ都市マスでやっていただきたいと言うしかないです。

○鈴木副会長

23、24ページですか。23、24ページを除いてもらう。

○田辺委員

20からです。20、21、22、23。

○鈴木副会長

都市構造は、それでは先送りと。

○田辺委員

入れない。

○鈴木副会長

入れないと。入れないというと、大きな問題になってくるような気がしますけれども、いかがでしょうか。

○齋藤委員

今、副会長がおっしゃった都市構造の都市マスの方、第4次の連続で行うということになるならば、私は田辺委員がおっしゃるように、この審議会のこの冊子には入れない方がいいと思います。そこまで責任持てません。入れなければ、ここはここでしっかりとある程度大枠を示しました、それをどのように受け取って実行するかは、都市マスの方の問題です。だから、もう変なことになって市民からいろいろなクレームが来ようが何しようが、それは都市マスの方の責任だと、この責任ではなくなるわけですよ。もしこの冊子の中に入れば、私たちがそれを全部承認したということになりますから、私はそこまで責任持てないし、もしそうするならば、先ほど言ったように、先ほどのデータも含めてですね、相当作り変えてもらわないと、私は個人的には納得できないという

ことであります。ですから、それが時間的にもいろいろな形で無理ならば、私は田辺委員のおっしゃるように、これを外した方がこの審議会としては、あるいはこの審議会を構成する委員としては、有り難いと思います。

○鈴木副会長

事務局にお伺いしますが、ただいまの御意見で外すということは可能ですか。

○事務局・田中市長公室長

これは、基本構想をどういう形で作るか、この審議会の権限ですので、審議会の皆さんの合意形成がそういう形で新たな構想を作るのだということであれば、それは何の制約もありません。

ただ、我々としては、都市計画マスタープランというのは、今後のまちづくりのやはり基本となる計画ですので、総合計画の考え方というのを随時都市マス検討委員会にお伝えしてきている経緯がありますので、連携は探っていきたいと思いますが、最終的にこれを入れる、入れないということについての決定は、この審議会で行なっていただいて結構だと思います。

ただ、パブリック・コメント等をやれば、そういったことについてストップしているのではないかと御意見が出てくるかもしれませんが、それはそれで受け止めるしかない。

○鈴木副会長

事務局からこの委員の皆さんが入れないと言え入れなくても問題はないという形ですが、この総合計画の素案の中に、従来の振興計画等を見ていると、形がちょっと整わないかなと私個人的に今、感じていますが。今日は都市構想については外して、それ以外について今日素案を決定していただいて、それで細かなことを都市計画マスタープランでいろいろ検討していただいたものももう少し今日の委員の声を、あるいは意見を整理ができて出せるようだったら出してもらって、後から付けたい。そして、いろんなことについてはどんどん進めてもらわないと庁内でももうある程度作成してもらわないといけない時期になってきています。

○百武委員

24ページの最後の政策分野のジャンルというところですが、この図には別に何とかのためにといいのはないのですが、この24ページになると何とかのためにといいのが出てきます。それで、これがあると、またややこしいというか、このままでいいのかもしれないですけど、ではコンセプトと何が違うのかという、変なことになりかねないと思うので、政策分野は本当に分野だけ書いてある方がいいのではないかと。この書き方もこっちとそろえていただければ、「何とかと」ってあたり点になったりいろいろあるのですが、これをそろえていただければいいかなと思います。

○鈴木副会長

ただいまの意見は、そのように、委員の言うとおりにできると思いますので、事務局、それはでき

ますよね。

そうしましたら、決定は今日は19ページまでとし、本日各委員の皆さんから御意見を頂いたものを少し整理させてもらって、細かい修正については会長に一任をお願いしたいと思います。

○田辺委員

まだもれていることがありそうなのですが、もう一つ申し上げておきたいのは、この財政フレームの後に、どういう形で各見解、都市マスもそうですが、いろいろな環境計画、基本計画、その辺の連動に関して具体的に、全て計画をつかんでいただいて、連動させるということを記述すれば済むのではないのか。あとは注書きで最後に載せるとか表現の方法を工夫していただければと思います。

○鈴木副会長

田辺委員の御意見もしっかりと踏まえて、各部に伝えていただけたらと思います。

○島田委員

全て今、副会長がおっしゃられたとおりに進めていただいて結構ですが、今日提出された【参考資料3】で、基本計画の施策体系一覧が出されておまして、実際にはこれをもって基本計画になっていくのだろうと思うので、ちょっとその点について気にかかることを一点だけ話させていただきたい。それは、【参考資料3】の6ページに「市民参画と協働」と書かれておまして、(1)と(2)に小項目が四つ並んでいます。前回の4次計画の30ページにやはり同じように、市民参画の項目が並んでいます。その項目よりもかなり項目数としては減っています。具体的な参画のための条例の必要性の検討というのは、新たに書かれてはいるわけですが、それ以外のものについては消えています。市民参画と協働に関しては、やはり、今後も進めていくべきではないかと思っているものですから、指摘させていただきたい。

○鈴木副会長

分かりました。特に市民参画、協働というところで二つに減っていますので、今回委員会では市民参加のこと、市民ということを強調して議論してきていますから、その辺修正をしていただくようにいたしましょう。

○野本委員

大きなところではなく、非常に細かいところを申し上げます。4ページですが、朝霞市の概況の四角の中の中段のところ。「大正3年には東上線」という書き方ですが、東上線ではなくて東上鉄道かなというところでは。

それから、5ページの(2)朝霞市の市政と人口ですが、県庁所在地からの距離、断定的に9キロとか20キロ。通常ですと「約」と入れるのかなというところでは。

それから中段のところに、外かく環状線という表現ですが、これは、地図の中では土地、建物が建っているんですけど、東京外かく環状道路なのかなというところですよ。外かくの「かく」は通常平仮名でなっています。

それから、更にその下の東急東横線も書いてあるのであれば、みなとみらい線も入れていいのかな。

それから下から2行目で、「本市の人口は非常に若く」という部分ですけど、「人口は非常に若く」でいいかどうかは、もう一度検討していただきたいと思います。

文言のところですので、ほかのところもあるかもしれないですけど、もしこれを、もう一度精査しておいていただきたいと思います。

それから、議論になったところで、12ページの「政策分野（ジャンル）」のところですが、【参考資料3】のところ、総合計画前期基本計画、施策体系基本計画と書いてあるので、これをなんとかほかの方が挙げていました「部門計画」でもいいのかなというところは、やはりもう少し見直していただいて、整理しておいていただいた方がいいのかなということです。

○鈴木副会長

大変細かいところを指摘していただきまして、ありがとうございます。早速これは事務局で修正をしていただき、また今日決定しても、細かい文言等については、今後も修正をさせていただくということで、本日の素案を19ページまでを御承認いただき決定したいと思いますがいかがでしょうか。

皆さんの御意見を頂いたものを今日、施策の決定をしていただき、都市構造については、今後都市計画課でいろいろ考えていただき、あるいは都市計画マスタープランの方でまとめていただいたものを再度挙げていただいて、この総合計画の中に織り込めれば織り込む。それでなかったら、都市計画マスタープランの方だけで整理するというところで進めたいと思います。それでよろしいですね。

それでは事務局、この素案どおり19ページまでは決定と。それで、細かい文言等については、会長に一任をしていただくという形でお願いします。

時間が大変不手際で進みが悪くて誠に申し訳ないですが、5時15分まで会議の時間延長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、今後のスケジュールについて、基本構想のみを選考して、パブリック・コメントを実施するかどうかについて、何か御意見はございますか。1月に実施するかどうかという問題です。資料の2ですね。

○島田委員

質問ですが、今まで話合ってきた内容は、主に基本構想と言いますか、大きなところだっと思
います。施策の内容の細かい基本計画に当たるところはないわけですが、これを見ると、基本計画
案もパブリック・コメントをする、基本構想だけをパブリック・コメントするわけですか。

○鈴木副会長

そういうことです。

○島田委員

分かりました。

○事務局・又賀主査

本日頂いた意見を踏まえる形で修正をします。修正案については、来月の日程調整の中で年内に
もう一回やりたいと考えていますが、次回の会議では、今回の修正を踏まえた基本構想のパブリッ
ク・コメント前の素案をお示しして、それと同時に基本計画の案を出したと考えています。ただ、
来月示した基本構想の修正案がまとまらない場合には、1月は、これは点線でパブリック・コメン
トの部分を囲っていますけれど、事務説明のパブリック・コメントは、ここでもちがちに固めるの
ではなく、次回に進み具合によってずれるのは仕方ないと考えています。一応やる方向でいます。た
だ、日程については、先送りになる場合もあるというイメージで考えていますがよろしいですか。

○鈴木副会長

ただいま事務局から説明がありましたが、基本計画案が出てきたときに、どの程度皆さんの御意
見で住民説明ができるかという形になるかと思いますが、それは、12月の審議会のときに決定を
させていただきます。また、12月は議会もあります。あまり期日が迫ってきからですと市の広報
に出せません。1月の広報に出せない場合は住民説明ができません。広報の締切りはいつ頃です
か。

○事務局・又賀主査

今月中に原稿ができれば1月号に載せることは可能です。住民説明会は1月の第1週になるとい
うことはないと思いますので、第2週目、3週目くらいになれば、基本的には全戸配布なので、三
が日明けには届いていると思います。そういう意味では原稿自体は間に合うと思います。

○鈴木副会長

分かりました。

それでは、住民説明会をやるかやらないかだけを、それからパブリック・コメントですね、大概
1回しかやらないのですが、今回丁寧に2回やろうとしています。いかがでしょうか。

○田辺委員

是非やっていただきたいということです。

○佐野委員

何となくやることの意味が分かる気もするのですが、この時点ですべて出しているいろいろな意見が出てくるというか、説明もどうするかということも含めて、何か漠然としたような形になってしまっていてという危惧もあるのですがいかがなものでしょうか。

ここでやった方が絶対いいのだというところがありましたら、お聴かせ願いたいと思います。

○田辺委員

住民の説明やパブリック・コメントを1回実施して、いろいろな方のいろいろな意見が集まるかということと、長期計画、市の一番トップの計画だということですね、構想の段階でまず説明をして、パブリック・コメントを出して、パブリック・コメントを審議会で議論をすることはまだやってないのではないかと、朝霞では。ここで是非、パブリック・コメントが出たものを我々も自分の意見だけではなくてほかのいろいろな人たちの意見を聴くチャンスだと思いますので、実際にどれだけ出るか分かりませんがやってみたらどうかと思います。

○鈴木副会長

それでは、今回の審議会では本当に市民参加を力を入れていろいろな御意見を頂いていますので、やる方向で行きたいと思いますが、実施する場合は来年の1月から2月にかけて基本構想のパブリック・コメントを実施することを決定したいと思います。

続きまして、議事の「3 その他」について事務局より説明をお願いいたします。

◎3 その他

○事務局・又賀主査

1点ございます。

次回の会議ですが、12月の議会閉会后から年内にかけて一度開催したいと考えておりますので、今お配りしています日程調整表をその場で御記入できればお願いします。また、書けない場合は、メール、ファックス構いませんので、明後日水曜日までに御連絡いただければと思います。

なお、次回の会議につきましては、本日の「基本構想の修正案」と、「前期基本計画（案）」を皆様にお示しし、事務局より説明したいと考えております。

○鈴木副会長

それでは、ほかに何も無ければ、来月の会議は、事務局から「前期基本計画（案）」が示されるということです。

◎4 閉会

○鈴木副会長

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

御協力ありがとうございました。